第明三治二十五種郵便物認可
△
○　○
65　平成22年6月3日　木曜日　官　報　（号外第116号）（2分冊の2）

平成２２年（フ）第３１０号
埼玉県久喜市吉羽４丁目９番地６　エトワール102
債務者　久保　知弘
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目５番14号　伊藤邸２Ｆ
債務者　福岡　照江
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
埼玉県新座市栄４丁目２番24号　メゾンハルミ102号室
債務者　亀田　　明
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
埼玉県上尾市大字平塚2059番地１　サフィール102
債務者　小川　清人
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
さいたま市岩槻区並木１丁目28番１―644号、旧住所さいたま市浦和区北浦和４丁目９番１号401
債務者　木藤　英昭
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
埼玉県和光市本町23番15―104号　ライオンズマンション和光本町
債務者　大竹　綾子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
埼玉県上尾市大字地頭方530番地５
債務者　鈴木　博幸
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４０７号
さいたま市大宮区三橋４丁目298番地１　大宮ヴィレッヂ101号
債務者　若松　優子（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４０８号
埼玉県北足立郡伊奈町大字大針473番地　トパースプラザ103
債務者　吉田　恵美（旧姓森島）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４５６号
さいたま市北区日進町１丁目507番地１　フラワーヒルズ201
債務者　飯田千代子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４５７号
埼玉県加須市久下１丁目18番地７
債務者　藤浪　孝一
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４５８号
埼玉県加須市久下１丁目18番地７
債務者　藤浪枝美子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４６９号
さいたま市南区白幡１丁目17番６号　むつみハイツ102
債務者　齋藤　　昇
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５８７号
さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　浦和第２寮
債務者　江川　　昇
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５９２号
埼玉県加須市花崎北２丁目16番地１　ライオンズＧ―102、住民票上の住所埼玉県川越市末広町３丁目６番地36　アプティ末広103号室
債務者　野口　浩司
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６０１号
さいたま市浦和区瀬ケ崎４丁目21番19号　武光マンション102
債務者　根本　照行
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６０９号
さいたま市浦和区常盤10丁目22番13号
債務者　兼光ゆみ子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係